

連携室だより

北海道社会事業協会小樽病院 地域医療連携室
小樽市住ノ江 1-6-15 TEL0134-21-5717 (直通)
第3号 平成21年10月30日発行

New!! 妊婦さんに朗報です。



♡♡♡ 平成21年度10月以降の出産より
【直接支払い制度】が導入されました♡♡♡

制度の仕組み…出産一時金等直接支払い制度とは出産後に支給される出産一時金を加入医療保険者から直接医療機関に支払われる制度です。

★妊婦の方がご加入されている医療保険者に、医療機関が代わって出産一時金を請求します。手続きについて手数料はかかりません。

★退院時に、医療機関から請求される費用が

★原則 42万円を超えた場合⇒不足額を医療機関窓口でお支払いいただくこととなります

★原則 42万円未満の場合 ⇒領収証を医療保険者に提出することで差額を請求し受け取ることが可能です

◎帝王切開等は健康保険扱いとなり3割負担となりますが、負担額も一時金にてあてさせていただきます。(高額になる場合は限度額適用認定証を提示)

✿事前申請の必要がなくなり**手続は入院出産後でも可能**となります。出産費用の心配がなく安心して出産をすることができます。

✿対象者⇒平成21年10月1日～平成23年3月31日間の出産です。

✿手続き方法⇒『出産育児一時金等直接支払い制度のご利用確認書』と加入保険証を医療機関へ提示。ご利用確認書をもとに説明後、合意署名し完了。



【当院では、**2階入院窓口にて**手続きとなります】

(文責 医療ソーシャルワーカー 齊藤恭子)

医療費でお困りの方は一度ご相談下さい!!

医療費の支払いが困難で治療を中断したり、受診を控えたりしていませんか？
私たち医療ソーシャルワーカーは、「医療費が支払えないから…」といった理由で受診できないことがないよう、何か良い方法がないか一緒に考えていきたいと思っています。
まずは一度ご相談下さい☆

医療費関係の制度と言っても、「高額療養費」、「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」、「特定疾患」、「乳幼児・ひとり親・重度心身障害医療助成」、「医療費控除」と色々あり、年齢、保険証の種類などによっても違うため確認が必要です。
数ある制度の中から、今回は『無料・低額診療制度』についてご紹介致します。

無料・低額診療制度とは…??



○無料・低額診療制度とは何ですか？

⇒その名の通り、医療費が無料または低額になる制度です。

○どんな方が対象になりますか？

⇒当院の治療を受けられる方で、経済的な理由により医療費の支払いが困難な方が対象になります。ただし、所得の制限があります。

《例えば…》

- ・病気や障害などで収入がなく困っている方
- ・リストラや失業のために一時的に収入がなくなり困っている方
- ・医療費の支払いをすると生活ができなくなる方

など…

○利用するには？

⇒まずは、医療相談室にお越しください。医療ソーシャルワーカーが生活状況、収入状況など伺い、公的な制度の利用なども含めてご相談させていただきます。その上で、申請を行い、審査が行われます。申請に際して、所得がわかるものを提出してもらう場合があります。

☆まずは一度医療相談室へご相談下さい☆

(文責 医療ソーシャルワーカー 鴨崎裕介)



編集後記： ひと雨ごとに寒くなってきました。体調管理には気を付けましょう。今回の連携室だよりは、医療の制度について特集してみました。他に活用できる制度もあるかもしれませんので、お気軽に2階地域医療連携室 医療相談を活用してくださいね。(や)